

今後の地域包括支援センターの設置方針について

平成21年7月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

今後の地域包括支援センターの設置方針について

1 経過と現状

- ・ 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、ケアマネジメントや個別相談に対応するなどの個別支援や地域の高齢者支援力の強化やネットワークづくりを推進する中核的な機関として設置している。
- ・ 平成 18 年 4 月の改正介護保険法本格施行により、本市では各区に 1 箇所の地域包括支援センターを設置する体制でスタートしたが、設置から 2 年が経過した平成 20 年 4 月の段階で約 2 万 4 千人の介護予防ケアマネジメントを 24 箇所の地域包括支援センターが担う状況が生じた。
- ・ このような状況のもと、その業務量の多さから地域包括支援センター自身から「個別相談への対応が中心となっており、予防に向けた活動やネットワークづくりに取り組めていない」など、地域事情に即した地域包括ケアへの取り組みが十分に行えていない実態も報告され、平野区・西成区の地域包括支援センター運営協議会から地域包括支援センターの複数設置の要望が出された。
- ・ 本市としても、今後の高齢者人口の増加を見据えて、地域包括支援センターを高齢者人口に応じた設置か所数とするなど、より身近な圏域において専門職による支援や関係機関が連携・協働するネットワークづくりが可能となるよう、地域特性も踏まえて段階的に整備を進めることとし、なかでも高齢者人口が 4 万人を超える平野区・西成区における地域包括支援センターの複数設置は喫緊の課題であるとの判断のもと、市地域包括支援センター運営協議会の議を経て、平成 21 年 4 月から先行的に平野区で 2 箇所、西成区で 1 箇所地域包括支援センターを増設し、現在は市内全域を 27 箇所の地域包括支援センターで担っている状況となっている。

2 平野区・西成区の現状（平成 21 年 7 月時点）

- ・ 平野区では加美地域及び長吉地域において、西成区では玉出地域においてそれぞれ新しい地域包括支援センターが平成 21 年 4 月から業務を開始している。
- ・ 現段階では、開設から間もないこともあり、区社会福祉協議会が運営する地域包括支援センター（以下「区社協包括」という。）から引き継がれた要支援者への対応に追われ、地域づくりに向けた取り組みはこれからという状況ではあるものの、これまで利用者や地域の関係者から地域包括支援センターが複数化されたことに対する否定的な意見は寄せられておらず、当該区においては、地域包括支援センターの複数体制は概ね受け入れられているものと判断できる。

- ・ 新設された3つの地域包括支援センターでは、ブランチとして地域の総合相談窓口としての役割を担ってきた昨年度までと比較して、4月以降総じて専門性が求められる相談が増加するとともに、ケアマネージャーからの相談が寄せられるなど地域包括支援センターとしての役割を徐々に発揮してきている。
- ・ 一方、担当圏域が縮小した区社協包括からは、「担当する地域が少なくなったことで、地域をより身近に感じることができ、地域の特性に焦点をあてて活動を展開しやすくなった」などの意見が寄せられている。
- ・ また、新しい地域包括支援センターからは、「同一専門職同士での検討も可能となる職員配置ができる圏域設定が望まれる」といった意見も寄せられており、今後、設置を進めていくうえで留意する必要がある。

【新包括の総合相談件数の推移】

	3月	4月	5月
加 美	21 件	32 件	18 件
長 吉	7 件	42 件	30 件
玉 出	76 件	72 件	84 件

ブランチ ← → 包括

3 今後の進め方について

- ・ 今後の設置計画の検討を進めていくにあたっては、先行的に複数設置を行った平野区及び西成区における効果や課題等についての検証が欠かせず、さらに検証を進めていく必要があるものの、現段階で圏域を縮小することによるメリットについての現場職員の実感や、身近な地域包括支援センターへ期待を寄せる住民の反応は、高齢者人口や面積等に応じた圏域設定を肯定するものであると判断できる。
- ・ 本年4月に平野区及び西成区で複数設置を実施したことにより、高齢者人口が4万人を超える圏域はなくなったものの、高齢者人口が最も多い住吉区（37,784人）と最も少ない浪速区（10,947人）では3倍以上の差があり、担当する区・地域によって、依然実施体制や業務量に大きな差が生じており、特に高齢者人口の多い区では利用者ニーズへの即応や地域特性・地域事情を考慮した運営が困難な状況にある。
また、他区からも平野区・西成区と同様に、より身近な圏域に地域包括支援センターの設置を求める意見が寄せられている。
- ・ このため、引き続き高齢者人口の多い区・圏域から段階的に複数設置を進めながら、その効果や課題等についても並行して検証を進めていくこととし、平成24年度当初に複数化が完了することを目指して、平成23年度中には市全域の圏域設定を確定していく。

4 平成 22 年度の設置方針

- ・ 平成 21 年度と同様に高齢者人口の多い区において複数設置を進めることとし、具体的には高齢者人口が概ね 3 万人を超える区・圏域において、複数設置を進める。
- ・ 今後関係区と調整を図り、次回の運営協議会で具体的な圏域設定についてご審議願う予定。（現時点では 9 区 13 箇所程度を想定）。

（1）圏域設定の基本的な考え方について

- ・ 先行的に複数設置を行った平野区及び西成区における 3 つの新しい圏域は、当該区の意見も参考にしながら隣接する 2 から 3 箇所の中学校区をまとめて設定しており、当該圏域の高齢者人口は約 8,500 人から 12,000 人となっている。平成 22 年度についても基本的に昨年度と同様の考え方とし、次のとおり圏域設定していくこととする。

設定方法

- ・ 国が示す高齢者人口概ね 3 千から 6 千人を基準に専門職を配置するという考え方に配慮しながら、本市の人口規模や地理的条件、概ね中学校区に 1 か所ランチが整備されている状況も考慮したうえで、複数の中学校区を 1 箇所の地域包括支援センターが担当することを基本とする。
- ・ 具体的には、高齢者の利便性やランチの位置等を考慮しながら、隣接する中学校区 2 箇所から 3 箇所をまとめて、高齢者人口が概ね 1 万人前後となるよう圏域を設定する。（1 中学校区の平均高齢者数：4,912 人【H22 推計】）
- ・ 人員配置については、安定的な運営を図るために、1 箇所の地域包括支援センターに専門職（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員）を複数人配置することができるよう、高齢者人口 1 万人につき 5 人（ランチ職員数を含む。）を基本としながら、今後の高齢者人口の増加も視野に入れ、担当圏域の高齢者人口に応じて段階的に設定する。

（2）新設する地域包括支援センターの運営法人について

- ・ 平成 20 年度と同様に、圏域ごとに運営法人（営利法人を除く）を公募して選定することとし、委託期間は 3 年間とする。

5 区社会福祉協議会が運営する地域包括支援センターについて

- ・ 区社協包括については、新設する地域包括支援センターと同様に担当圏域内の中核的な支援機関としての役割を果たしていくとともに、これまで区内で唯一の地域包括支援センターとして、ランチと協働して区内全域をカバーしてきた実績を踏まえ、各区の複数化計画が終了する年度末までの間については、区内の地域包括支援センターを統括・調整する機能を付置することにより、円滑な新体制への移行を図ることとし、以降の役割については平成 21・22 年度で検証し、平成 23 年度中を目途に決定していく。

6 ブランチについて

- ・ 当面、既存のブランチについては、新たに導入した評価の仕組みも活用して身近な総合相談窓口としてその役割を果たしていくこととし、順次設置されていくこととなる新しい地域包括支援センターの取り組み状況を平成 21・22 年度で検証しながら、平成 23 年度中を目途にあり方を決定していく。
- ・ 既存のブランチが新たに設置する地域包括支援センターの受託法人となった場合には、当該中学校圏域に新たなブランチを設置しないこととし、ブランチを運営していない法人が新たに設置する地域包括支援センターの受託法人となった場合には、新設される地域包括支援センターと同一の中学校圏域内にあるブランチには、以後ブランチ業務の委託を行わないことを基本とする。
いずれの場合についても、新しく地域包括支援センターが設置されることとなる中学校圏域は、ブランチに代わって地域包括支援センターが当該中学校圏域を直接担当していくこととする。

【参考】区別被保険者数・包括職員数等一覧

	面積(km ²)	第1号被 保険者数 (H21.3末)	包括 職員数	ブラン チ 数	中学校 区数	第1号被保険者数			
						H21推計	H22推計	H23推計	H24推計
北区	10.33	18,895	8	4	5	19,649	20,215	20,782	21,350
都島区	6.05	20,020	8	4	5	20,836	21,436	22,037	22,639
福島区	4.67	12,473	5	2	3	13,042	13,416	13,793	14,170
此花区	16.24	15,380	7	2	3	16,028	16,490	16,953	17,415
中央区	8.88	13,047	6	1	3	13,640	14,032	14,427	14,821
西区	5.20	11,851	6	1	3	12,324	12,678	13,034	13,389
港区	7.90	19,549	8	4	5	20,480	21,072	21,662	22,253
大正区	9.43	17,236	7	3	4	17,980	18,498	19,016	19,535
天王寺区	4.80	12,156	5	2	3	12,730	13,097	13,465	13,832
浪速区	4.37	10,522	6	3	3	10,947	11,261	11,577	11,894
西淀川区	14.23	19,915	9	3	4	20,806	21,405	22,005	22,606
淀川区	12.64	33,312	13	6	6	34,661	35,659	36,659	37,661
東淀川区	13.25	34,492	14	8	8	35,799	36,829	37,864	38,897
東成区	4.55	18,153	8	3	4	19,166	19,718	20,272	20,825
生野区	8.38	34,735	14	8	9	36,506	37,559	38,613	39,665
旭区	6.30	24,091	10	5	4	25,533	26,267	27,004	27,741
城東区	8.42	35,603	15	5	6	37,099	38,167	39,237	40,309
鶴見区	8.16	20,779	9	4	5	21,596	22,216	22,840	23,463
阿倍野区	5.99	25,050	10	4	5	26,341	27,099	27,860	28,619
住之江区	20.77	27,943	12	6	7	29,024	29,859	30,697	31,536
住吉区	9.34	36,023	14	8	8	37,784	38,871	39,961	41,052
東住吉区	9.75	33,335	15	6	7	35,126	36,137	37,151	38,165
平野区	15.30	46,863	21	9	11	48,766	50,171	51,577	52,984
平野		(26,298)	13	6	6	27,366	28,154	28,944	29,733
加美		(8,632)	3	1	2	8,982	9,241	9,500	9,759
長吉		(11,933)	5	2	3	12,418	12,776	13,133	13,492
西成区	7.35	38,665	18	8	6	40,486	41,652	42,821	43,989
西成		(30,561)	15	6	4	32,000	32,922	33,846	34,767
玉出		(8,104)	3	2	2	8,486	8,730	8,975	9,222
計	222.30	580,088	248	109	127	606,349	623,804	641,307	658,810

※…平野区・西成区の圏域別被保険者数は推計値

● ● ● 今後の地域包括支援センターの設置方針について

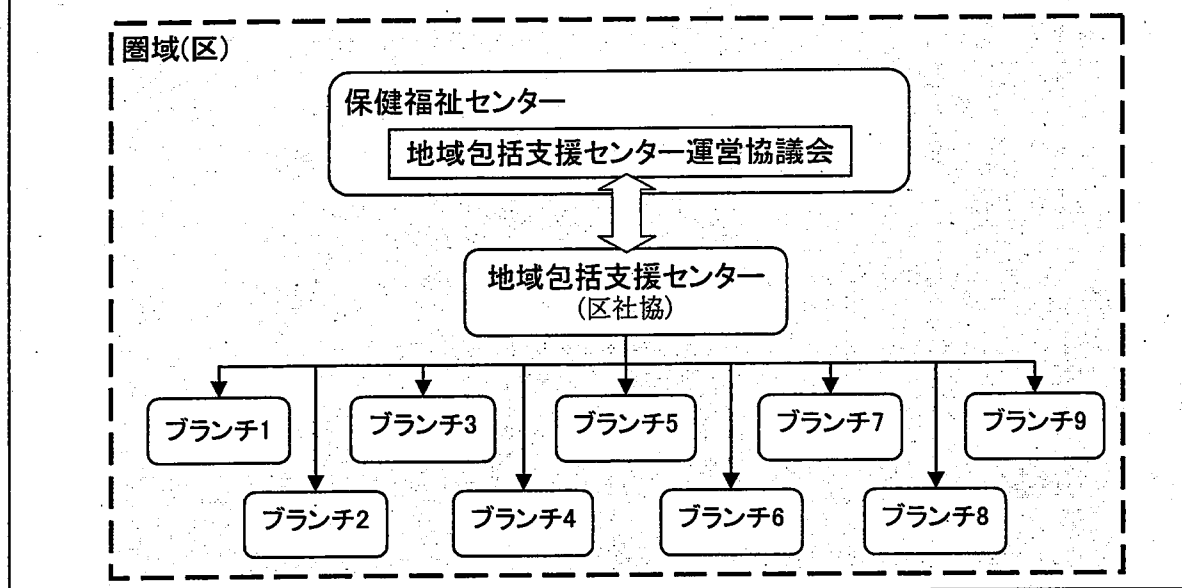
【平成21年度(現状)】

包 括:全区計27箇所

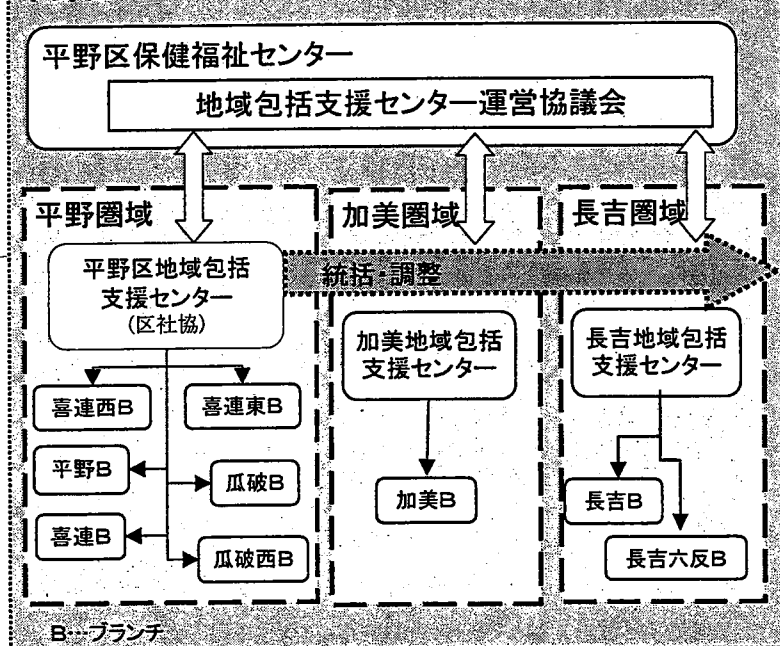
各区1ヶ所(区社協)+4月から先行的に平野区で2箇所・西成区で1箇所増設

ブランチ:全区計109ヶ所

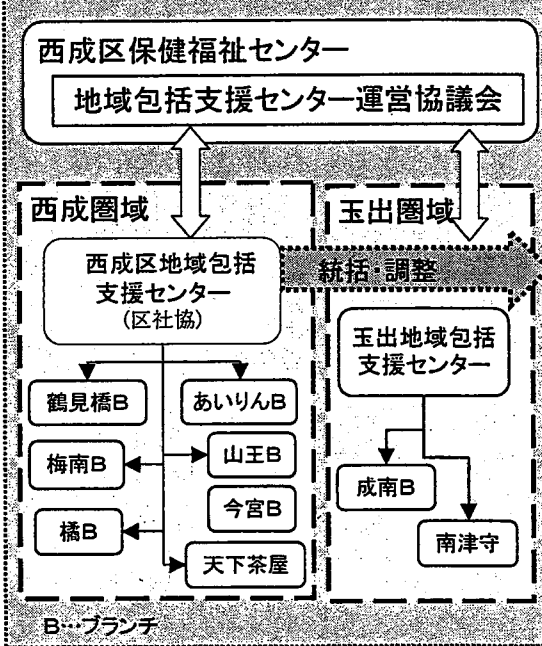
平野・西成区以外



平野区



西成区



【平野区・西成区の現状】

- ・これまで利用者や地域の関係者から複数化に対する否定的な意見は寄せられていない。
- ・新包括では4月以降総じて相談件数は増加。内容も専門性が求められるものが増加。
- ・平野区、西成区においては複数体制は概ね受け入れられたものと判断。
- ・担当圏域が縮小した区社協包括からは「移動時間が短縮し、緊急対応が容易になった」、「より地域特性に焦点をあてて活動できる」という意見。

【今後の進め方】

引き続き高齢者人口の多い区・圏域から段階的に複数設置を進めながら、その効果や課題等についても並行して検証を進めていく。

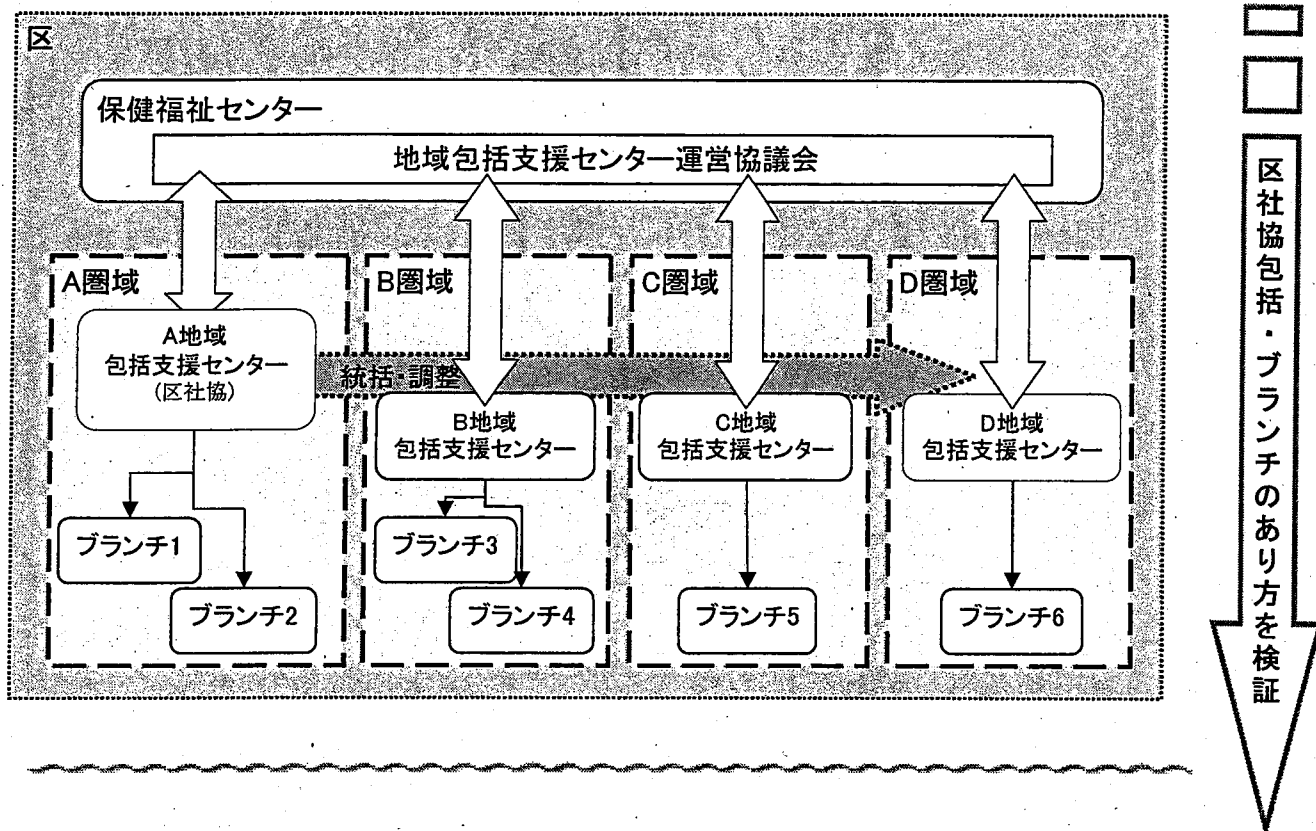
24年度当初に複数化が完了することを目指して、23年度中には市全域の圏域設定を確定していく。

【平成22～23年度】

包 括: 高齢者人口の多い区・圏域において段階的に包括支援センターを設置

区社協包括は区内の地域包括支援センターを統括・調整

ブランチ: 当面身近な総合相談窓口として役割を継続



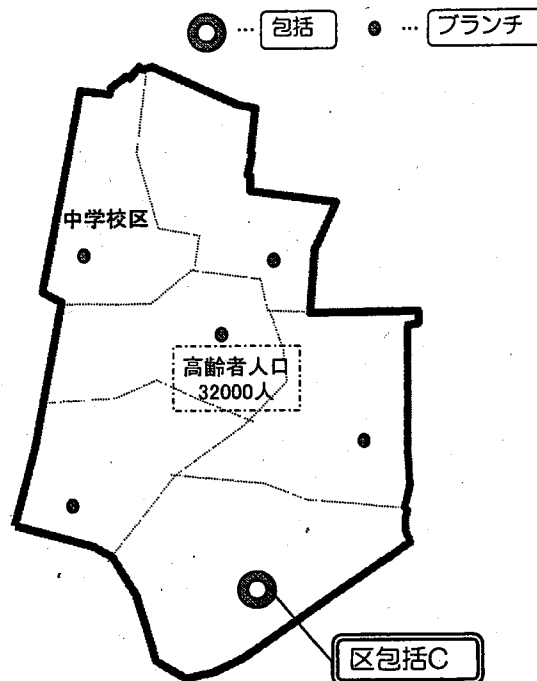
【平成24年度当初】

地域包括支援センター複数設置完了(現時点では60～70箇所程度を想定)

具体的な圏域設定イメージ

現 状

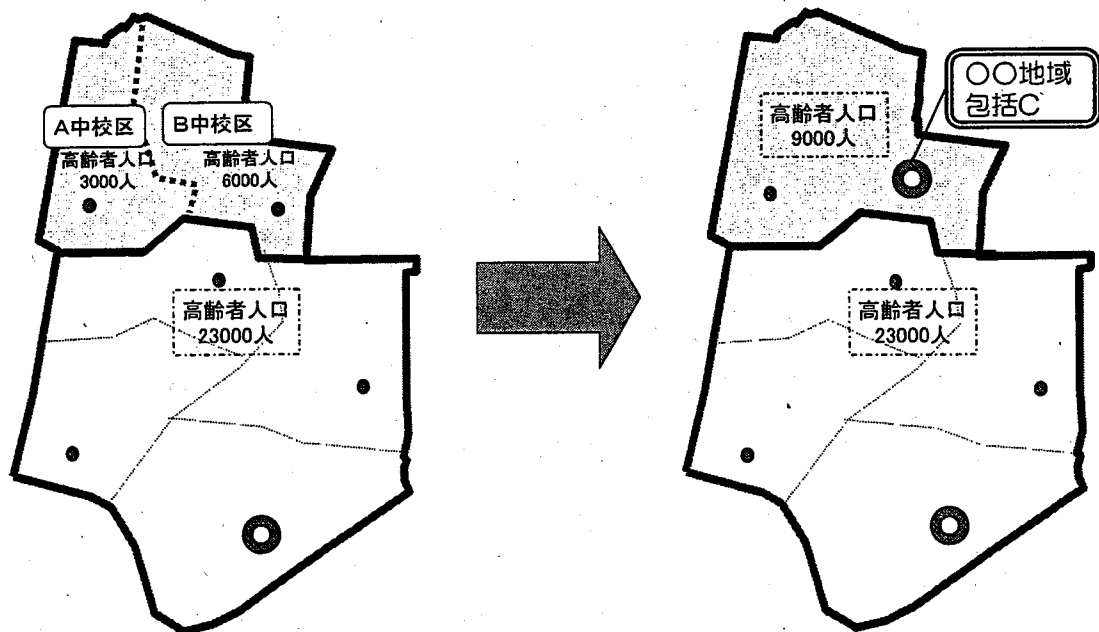
(例)A区



平成22年度

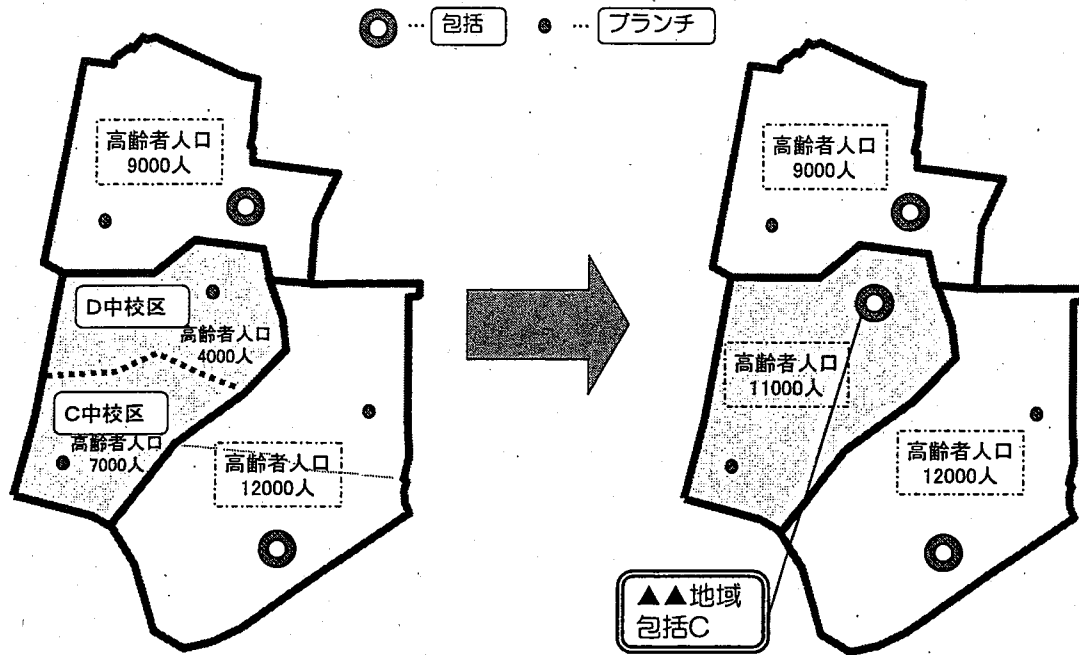
高齢者人口が概ね3万人を超える区・圏域において複数設置を進める。
(現時点では9区13箇所程度を想定)

高齢者の利便性やブランチの位置等を考慮しながら、隣接する中学校区2～3箇所をまとめて高齢者人口が概ね1万人前後となるよう圏域を設定する。



平成23年度

引き続き高齢者人口が多い区・圏域において複数設置を進める。
23年度中に市全域の圏域設定を確定する。



平成24年度当初

複数設置完了

